

令和 8 年度学校給食残さ収集運搬業務委託 仕様書

1 目的

本仕様書は、川崎市（以下「発注者」という。）が、学校給食実施に伴い生じた食品廃棄物（以下「給食残さ」という。）の収集運搬を受託者（以下「受注者」という。）に委託するにあたり、当該委託業務を適正に履行するために必要な事項を定めるものである。

2 定義

この仕様書において「給食残さ」とは、給食の調理過程において発生する残さ又は給食が食用に供された後若しくは食用に供されずに廃棄されたものをいう。

3 一般事項

(1) 業務名

令和 8 年度学校給食残さ収集運搬業務委託

(2) 積出地（発生場所）の名称及び所在地

別表 1 のとおり

(3) 運搬先

株式会社アルフォ 城南島飼料化センター（東京都大田区城南島 3-3-2）
及び城南島第 2 飼料化センター（東京都大田区城南島 3-2-10）

(4) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 予定総量

649,786kg

※ 内訳は別表 1 のとおり。なお、予定数量は過去の実績に基づき算定したものであり、当該数量を保証するものではない。

5 委託業務内容

(1) 給食残さの収集

ア 収集は、別表 1 で掲げる積出地にて行う。ただし、積出地を変更する場合は、発注者は変更内容を事前に通知するものとする。受注者はその通知に従って収

集先を変更するものとする。

イ 収集は、原則として給食を実施する期間及び学校給食センター稼働日（令和8年4月13日～令和9年3月17日）において、別表1(1)については週3回、別表1(2)については週5回収集を実施すること。ただし、給食実施日及び給食回数は変更となる可能性があるため、変更が生じたときは収集日の変更を行うこと。また、休校日その他の事情により、積出地が回収不能日として指定する日には、当該積出地の収集は行わないものとする。

ウ 収集は、日中に行うこと。各積出地の収集時間が決定したら、発注者に報告し了解を得た後に、各積出地の了解を得ること。また、収集日時の変更を行う場合は、発注者と積出地双方の了解を得ること。

エ 受注者は、最初の収集日以前に次の準備を行うものとする。

(ア) 試走を行ったうえで収集ルート表を作成し、発注者に提出すること。

収集ルート表は前述ウの収集時間が遵守できる内容のものであること。

(イ) 排出場所、進入及び搬出経路を学校立会いのもとで確認すること。

オ 作業にあたっては、ポリ袋に入った給食残さをポリ袋ごと収集する。

カ 収集量等の把握をするため、原則立会いのもと計量を行い、川崎市学校給食残さ報告書（以下「報告書」という。）（様式1）に収集量を記入すること。

なお、計量器については受注者の負担で準備すること。

キ 災害等、やむを得ない事情により収集ができない場合は、速やかに発注者に連絡し、発注者の指示に従うこと。

(2) 給食残さの運搬

ア 運搬車両は給食残さ、汚水、臭気等が飛散、流出及び漏洩するおそれのない構造であることとする。

イ 使用車両は本市一般廃棄物収集運搬業許可に係る登録車両とする。また、使用車両のナンバーと当該車両が有する設備は、事前に発注者に報告するものとする。

ウ 搬入量を把握するため、報告書を運搬先に提示し、受入印を受けるものとする。また、報告書は保管するものとする。

エ 収集運搬業務にあたっては、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」（昭和51年農林省令第35号）に準じて、給食残さ以外の異物の混入等、給食残さの飼料化に支障を及ぼさないように行うとともに、飼料の安全性の確

保に努めるものとする。

オ 契約の履行にあたり、貨物又は廃棄物の運搬の際、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号。以下「規則」という。）第79条の3に規定する対象自動車を使用し、市内を発着する場合、次に掲げる環境配慮行動項目の実施に努めること。

(ア) エコドライブ及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。

(イ) 規則第79条の2第2号に規定する車種規制不適合車を使用しないこと

(ウ) 低公害・低燃費車を積極的に使用すること。

6 業務報告等

受注者は、毎月の委託業務が完了したときは、川崎市委託単価契約約款第13条に基づく業務完了届（様式2）、収集・受入集計表（様式3）及び報告書の写しを翌月10日まで（3月については、3月31日以前の開庁日まで）に発注者に提出するものとする。なお、業務報告等に用いる様式については変更する場合がある。変更のある様式については、提出期日の2週間前までに本市より通知する。

7 その他

(1) 履行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、川崎市廃棄物処理及び再生利用等に関する条例その他関係法令を遵守するものとする。

(2) 受注者は、収集運搬業務に必要な情報として、本市一般廃棄物収集運搬業許可証及び運搬先の一般廃棄物収集運搬業許可証の写しを発注者に提出するものとする。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出するものとする。

(3) 受注者は、給食残さ収集場所の清掃に努めるとともに、飛散又は流出しないようにするものとする。

(4) 受注者は、作業の実施にあたっては、事故の発生することのないよう十分注意を払うものとする。

(5) 作業の実施中に、受注者の責に帰すべき事由により、川崎市の建物、備品等に損害を与えた場合及び第三者に損害を与えた場合には、ただちにその旨を発注者に報告し、指示に従うものとする。

(6) 川崎市委託単価契約約款第18条から第18条の7までの規定又は法令の規

定により契約を解除できる場合であっても、この契約に基づき発注者から引き渡しを受けた一般廃棄物の収集運搬を受注者が完了していないときは、その理由が発注者の責による場合を除き、当該一般廃棄物を受注者の責任で収集運搬した後でなければ、契約を解除することができない。

- (7) この仕様書に定めのない事項又は仕様書の各項目に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、発注者受注者協議して定めるものとする。

別表1

	No.	積出地（発生場所）の名称	所在地	想定量 (kg)
(1)	1	川崎市立東門前小学校	川崎区東門前 3 - 4 - 6	8,573
	2	川崎市立川中島小学校	川崎区川中島 2 - 4 - 1 9	9,425
	3	川崎市立藤崎小学校	川崎区藤崎 3 - 2 - 1	6,639
	4	川崎市立渡田小学校	川崎区田島町 1 4 - 1	8,169
	5	川崎市立東小田小学校	川崎区小田 5 - 1 1 - 2 0	2,378
	6	川崎市立小田小学校	川崎区小田 4 - 1 2 - 2 4	6,706
	7	川崎市立東大島小学校	川崎区大島 5 - 2 5 - 1	3,411
	8	川崎市立田島小学校	川崎区渡田 1 - 2 0 - 1	4,590
	9	川崎市立宮前小学校	川崎区宮前町 8 - 1 3	7,245
	10	川崎市立川崎小学校	川崎区日進町 2 0 - 1	3,705
	11	川崎市立南河原小学校【新規】	幸区都町 1 8	4,806
	12	川崎市立御幸小学校	幸区遠藤町 1	8,417
	13	川崎市立西御幸小学校	幸区小向西町 4 - 3 0	2,411
	14	川崎市立戸手小学校	幸区戸手本町 1 - 1 6 5	4,575
	15	川崎市立古川小学校	幸区古川町 7 0	9,982
	16	川崎市立夢見ヶ崎小学校	幸区南加瀬 2 - 1 3 - 1	3,052
	17	川崎市立新小倉小学校	幸区新小倉 2	7,469
	18	川崎市立下沼部小学校	中原区下沼部 1 9 5 5	7,254
	19	川崎市立住吉小学校	中原区木月祇園町 1 7 - 1	3,779
	20	川崎市立上丸子小学校	中原区上丸子八幡町 8 1 5	9,836
	21	川崎市立下小田中小学校	中原区下小田中 3 - 3 5 - 1	13,767
	22	川崎市立新城小学校	中原区下新城 1 - 1 5 - 1	7,485
	23	川崎市立小杉小学校	中原区小杉町 2 - 2 9 5 - 1	12,010
	24	川崎市立子母口小学校	高津区子母口 7 3 0	4,680
	25	川崎市立橋小学校	高津区千年 1 0 2 4	9,594
	26	川崎市立未長小学校	高津区未長 3 - 8 - 1	9,359
	27	川崎市立久本小学校	高津区久本 3 - 1 1 - 3	8,656
	28	川崎市立久末小学校	高津区久末 6 4 7	6,506
	29	川崎市立西野川小学校【新規】	宮前区野川台 3 - 1 0 - 1	4,120
	30	川崎市立富士見台小学校	宮前区宮前平 2 - 1 8 - 3	10,360
	31	川崎市立稲田小学校	多摩区宿河原 3 - 1 8 - 1	10,639
	32	川崎市立菅小学校	多摩区菅 2 - 6 - 1	9,423
	33	川崎市立三田小学校	多摩区三田 3 - 6 - 4	3,724
	34	川崎市立生田小学校	多摩区生田 7 - 2 2 - 1	3,308
	35	川崎市立金程小学校【新規】	麻生区金程 2 - 1 0 - 1	3,924
	36	川崎市立南百合丘小学校	麻生区王禅寺西 1 - 2 6 - 1	8,176
	37	川崎市立麻生小学校	麻生区上麻生 3 - 2 4 - 1	6,573
	38	川崎市立王禅寺中央小学校	麻生区王禅寺東 4 - 1 4 - 1	5,187
	39	川崎市立真福寺小学校	麻生区白山 5 - 3 - 1	2,167
	40	川崎市立虹ヶ丘小学校	麻生区虹ヶ丘 1 - 2 1 - 2	1,379
	41	川崎市立はるひ野小学校	麻生区はるひ野 4 - 8 - 1	3,057
	42	川崎市立東橋中学校	高津区子母口 7 3 0	6,131
	43	川崎市立犬蔵中学校	宮前区犬蔵 1 - 1 0 - 1	8,631
	44	川崎市立中野島中学校	多摩区中野島 1 - 1 6 - 1	8,429
	45	はるひ野中（はるひ野小学校との合築校）	麻生区はるひ野 4 - 8 - 1	2,643
(2)	46	川崎市南部学校給食センター	幸区南幸町 3 - 1 4 9 - 2	173,777
	47	川崎市中部学校給食センター	中原区上平間 1 7 0 0 - 3 7 3	114,018
	48	川崎市北部学校給食センター	麻生区栗木 2 - 8 - 5	69,641
合計				649,786